

## 地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、国の主要施策である安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (3) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

### (4) 予防接種について

- ① 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。

- ② 自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。

- ③ 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。

### 2. 少子化対策について

#### (1) 子どもに対する手当制度について

- ① 子どもに対する手当の費用負担については、全国一律の現金給付であり、支給

に伴う事務費及び人件費を含め、全額国庫負担とすべきであること。

また、年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その用途については、地方の裁量に委ねること。

- ② 平成 24 年度からの所得制限導入に伴う所得制限世帯に対する税財政上の措置については、国の負担により実施すること。
- ③ 平成 24 年度以降の恒久的な制度のあり方については、今後、「国と地方の協議の場」等において十分に協議を行ったうえで、都市自治体の意見を尊重し、制度設計を行うこと。

また、新制度へ円滑に移行できるよう、住民への周知やシステム改修等について、国の責任において万全の措置を講じること。

- ④ すでに都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることを踏まえ、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスにも十分配慮すること。

## (2) 子ども・子育て新システムについて

- ① 子ども・子育て新システムについては、本年 7 月の少子化社会対策会議決定のとおり、①国、地方等の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、②子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方、③国における所管のあり方、④地域の実情に応じた地方の裁量の仕組みのあり方等の検討課題について、都市自治体等と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、成案を取りまとめること。
- ② 子どもに対する手当は、全国一律の現金給付であり、都市自治体の裁量の余地がないことから、子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象から除外すること。  
また、保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）については、都市自治体が地域の実情に応じて責任を果たせるよう、最大限用途を弾力化した交付金とすること。
- ③ 国が定める基準については、既に法令で担保されているものを除き、新たなものは「助言」にとどめ、具体的な適用は都市自治体に任せること。
- ④ 子ども・子育て支援給付（仮称）に係る指定については、給付を行う都市自治体はその主体となり、また、こども園（仮称）の認可については、都市自治体の判断によりその主体となり、必要な調整が可能となるよう制度設計を行うこと。
- ⑤ すべての保育所や幼稚園が総合施設（仮称）に移行するに当たっては、国における所管は一本化すること。

- (3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- (5) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

### 3. 障害者施策の充実について

- (1) 新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置や制度の見直しを図ること。

また、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

- (2) 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費も含めて十分な財政措置を講じること。

- (3) 事業者が安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。